第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成21年5月28日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

平成21年5月28日(木曜日)

午前10時18分開議午前10時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 守 田 憲 史 副委員長 上 田 泰 弘 委 員 児 玉 文 雄 員 渡 委 辺 利 男 委 員 中 原隆博 委 員 堤 泰 宏 員吉永和世 委 委 員 髙 木 健 次

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 十木部

部 長 松 永 卓 総括審議員兼

次 長江副健二

次 長 天 野 雄 介

次 長岩下修一

監理課長 鷹 尾 雄 二

道路保全課長 古 賀 充 信

住宅課長 小 林

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美 政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時18分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから 第3回建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、本会議を休憩しての委員会 でありますので、審議を効率的に進めるため、 質疑応答は付託議案に関するもののみに限ら せていただきます。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。 まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。 初めに、松永土木部長から総括説明を行い、 続いて担当課長から説明をお願いします。

○松永土木部長 今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について、御説明いたします。

今回提案しております議案といたしましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について、1件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等の3件について、御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料1ページの道路管理瑕疵関係の専 決処分の報告及び承認についてでございま す。

2ページの概要で説明させていただきます。

至

成20年12月19日午前5時30分ごろで、八代市 豊原上町の219号でございます。

過失割合は、道路管理者が10割、それから、 損害額及び賠償額でございますが、損害額が 8万2,620円、賠償額は10割ということで、 8万2,620円でございます。

事故の状況について説明しますと、事故の 相手方が普通乗用自動車で、人吉方面から八 代市街地方面へ進行中に、道路左側ののり面 から落下してきた石と衝突し車両を破損した ものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いします。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

本日は、3件の専決処分の報告をさせてい ただきます。

3ページをごらんください。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅 の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し 及び延滞家賃等の支払い請求の訴えの提起を 行うものでございます。

3ページから4ページが内容でございます が、5ページの概要で御説明をさせていただ きます。

専決日が平成21年3月31日でございます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起 は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納 者で、自主的な滞納解消が見込めない者13名 を、4月23日に熊本地方裁判所に提訴したも のでございます。

この13名につきましては、これまで何回と なく納入指導を行ってまいりましたが、呼び 出しにも応じない、また、納入の誓約はする ものの守らないといった滞納者でございま す。

滞納総額は375万9,300円、滞納月数は159 カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下表に掲げ

一般国道219号でございますが、日時が平 ! ておりますが、今回が36回目の提訴となり、 提訴した者は959名となっております。

> 続きまして、7ページをお願いいたします。 報告第5号の専決処分報告は、県営住宅入 居者で、基準を超える高額の収入のある者に 対しまして、県営住宅の明け渡し及び損害金 の支払いを求める訴えを提起するものでござ います。

8ページの概要で御説明をいたします。

専決日は、平成21年3月31日でございます。 今回の提起は、県営住宅に5年以上入居い たしまして、かつ、最近2年間引き続き公営 住宅法施行令に定めます収入基準額39万7,00 0円を超える収入がありまして、明け渡し期 限、これは平成20年10月31日としておりまし たけれども、それまでに明け渡しに応じなか った者1名を、4月23日熊本地方裁判所に提 訴したものでございます。

高額所得者に対する提訴は、今回が2回目 となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。 報告第6号の専決処分報告は、県営住宅の 延滞家賃等の支払いにつきまして、起訴前の 和解を行うものでございます。

9ページから10ページが内容でございます が、11ページの概要で御説明をいたします。

専決日が平成21年3月31日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上 の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込め る者8名を、4月23日に、熊本簡易裁判所に 和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は156万8,600円、滞納月数で86月 となっております。

この8名につきましては、先ほどの第4号 報告の提訴の対象者と異なりまして、滞納解 消のため家賃納付を誓約する意思を示してい るため、訴訟を提起する前に裁判所が関与す るもとで、今後の支払い方法等について和解 を行うものでありまして、この和解の内容は、 判決と同様の効果があり、より迅速かつ効率

建設常任委員会委員長

的に強制力を伴う手段を確保していくもので こざいます。

これまでの和解の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が9回目の和解となり、申し立て者は125名となっております。

以上で報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部からの説明 が終了しましたので、質疑を受けたいと思い ます。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を 終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第6号について、採決したいと思います が、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 異議なしと認め、採決します。

議案第6号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のと おり承認することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして、本日の建設 常任委員会を閉会します。

委員各位、執行部の皆さん大変御苦労さまでした。

午前10時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する